

令和8年 第2回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年2月26日（木）
午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和8年2月26日(木) 午後2時00分～午後4時06分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(16人)</p> <p>会長：16番 興野 礼子</p> <p>会長職務代理者：8番 黒須 明</p> <p>委員：1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥 畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、18番 大野 悟、19番 大野 覚文</p> <p>4. 欠席委員(1人)</p> <p>委員：15番 石川 翔平</p> <p>5. 遅参委員(0人)</p> <p>6. 早退委員(0人)</p> <p>7. 欠員 2番、17番</p> <p>8. 出席農地利用最適化推進委員(4人)</p> <p>8番 伊藤 榮三、13番 大谷 頼正、14番 寺島 京子、16番 渡邊 修</p> <p>9. 議事日程</p> <p>日程第1 議事録署名人の指名について</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第3号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第13号)に係る意見聴取について</p> <p>10. 農業委員会事務局職員</p> <p>事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介</p>	
事務局長(小口)	ただいまから令和8年第2回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(小口)	出席委員は、17名中16名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお

(事務局長 (小口))	願いたします。
議長	直ちに会議を開きます。 (午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長 (小口)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長 (小口)	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 14番 大森 浩之 委員、18番 大野 悟 委員に願いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏と、大橋 伴美 氏を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2、8番 黒須 明 委員。整理番号3・4、9番 奥畑 智子 委員。整理番号5・6・7、11番 檜山 徳夫 委員。

8番 黒須 明 委員

2月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が雑種地、北が道を挟んで宅地・畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、●●●営業所を基点として●●●での事業拡大を図っている。既存施設との一体管理を効率よく行える新たな発電所用地を探していたところ、条件の良い申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、1,467㎡（うちフェンス内約976.9㎡）。転用面積、1,467㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、10円から11円（税抜）。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は株式会社●●●。電気売買に関する契約書あり。構造等、パネル144枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9台。発電出力44.55kW（最大出力79.20kW）、年間発電量約7万7千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。雑草対策として、申請地全面に防草シートを敷くとのこと。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月15日から令和8年6月15日まで。その他（他法令等との関係等）、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済（令和7年11月26日）。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

2月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地・畑、西が雑種地、南が道を挟んで宅地、北が雑種地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、●●●営業所を基点として●●●での事業拡大を図っている。既存施設との一体管理を効率よく行える新たな発電所用地を探していたところ、条件の良い申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、1,446㎡（うちフェンス内約996.8㎡）。転用面積、1,446㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、10円から11円（税抜）。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は株式会社●●●。電気売買に関する契約

<p>(8番 黒須 明 委員)</p>	<p>書あり。構造等、パネル180枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10台。発電出力49.50kW(最大出力99.00kW)、年間発電量約9万7千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。雑草対策として、申請地全面に防草シートを敷くとのことです。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月15日から令和8年6月15日まで。その他(他法令等との関係等)、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済(令和7年12月9日)。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>9番 奥畑 智子 委員</p>	<p>2月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで雑種地、南が宅地、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、賃借権の設定(30年間)。転用計画、転用事業者は、●●●に本店があり、●●●地内に●●●工場、●●●地内に●●●リサイクルセンターを有し、中古パソコンのリユース・リサイクルや自社製パソコンの製造販売等を行っている。近年、●●●工場だけでは手狭になったため、旧株式会社●●●の工場跡地を取得し事業拡大を図っているが、既存の従業員の駐車場(非農地で約90台分、令和6年の農地転用による約60台分)では不足しており、当該工場付近に駐車場の増設の計画をしたところ、申請地を貸借できることになり、申請に至った。事業拡大の要因としては、株式会社●●●のグループ会社と提携していることが大きいそうです。総事業面積、924㎡。転用面積、924㎡。転用目的、駐車場(32台分)。資料は40ページをご覧ください。砕石を敷き、ネットフェンス設置。出入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和8年3月31日まで。その他(他法令等との関係等)、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。過去に駐車場を目的とした農地転用の実績あり(農地転用実績書のとおり)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、</p>

<p>(9番 奥畑 智子 委員)</p>	<p>申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が山林。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、本市にも太陽光発電所を所有しており、既存施設との一体管理を効率よく行える新たな発電所用地を探していたところ、条件の良い申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、953.89㎡。転用面積、280㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、15円(税抜)。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は株式会社●●●。電気売買に関する契約書あり。構造等、パネル170枚、寸法2,382mm×1,134mm。パワーコンディショナー10台。発電出力49.50kW(最大出力104.55kW)、年間発電量約12万2千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月1日から令和8年6月30日まで。その他(他法令等との関係等)、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済(令和7年1月17日)。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>11番 檜山 徳夫 委員</p>	<p>2月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 ●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地・畑、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで山林、北が無地番(現況は山林状態)。同意書、なし。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定(10年間)。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、自然エネルギーによる発電、電気の供給及び販売の他不動産業等を行っているが、本市にも太陽光発電所を所有しており、既存施設との一体管理を効率よく行える新たな発電所用地を探していたところ、条件の良い申請地を貸借できることになり、申請に至った。転用面積、21.12㎡(5,529㎡のうち支柱・引込柱部分のみ)。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、11円(税抜)。構造等、パネル668枚、寸法2,274mm×1,134mm、高さ約1.2mから2.0m。パワーコンディショナー5基。引込柱1本。支柱直径200mm×672本。発電出力240kW(最大出力354.04kW)、年間発電量約44万kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道(スプリンクラー設置予定)。排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の</p>

(11 番 檜山 徳夫 委員)

状況、詳細は別紙「営農計画書」のとおり。営農者、●●●(認定農業者)。作物、菌床キクラゲ。5,529 m²で栽培予定(350 菌床/10 a)。6月から8月の3箇月間で栽培から収穫までを行う。温度・湿度管理が重要であり、管理しやすくするため、パネル支柱の高さは約1.2mから2mとする(国のガイドラインでは基本的に2m以上必要とされているが、営農や農業用機械の使用等に支障がないと判断できる場合は2m未満でも可とされている)。パネル下部に菌床を置くための3段棚を単管パイプで設置しビニールで覆う。スプリンクラーは棚の上部に取り付けし湿度管理センサーと連動させる。直射日光は厳禁のためパネル北側の陽が当たる部分に遮光ネットを取り付ける。作業所として申請地付近の空き家を購入する計画。貸借終了後の対応、一時転用許可期間満了までに再度一時転用許可を要す。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月1日から令和8年6月30日まで。その他(他法令等との関係等)、賃借人が農地法第3条による「区分地上権の設定」を同時申請。営農者が農地法第3条による「賃借権の設定」を同時申請。経済産業省事業認可済(令和4年3月28日)。東京電力と接続協議済(令和3年11月29日)。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。キクラゲの菌床栽培については、●●●で1人やっているようですが、本市では初めての取り組みなので、できれば、うまく成功させていただきたいという思いです。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

2月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 ●●●。農地区分、農用地区域内農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が畑、南が道を挟んで畑、北が無地番(現況は雑種地状態)。同意書、なし。当初許可申請時同意済。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定(10年間、再設定)。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、自然エネルギーによる発電、電気の供給及び販売の他不動産業等を行っており、申請地については、令和4年7月27日付けで第1回目の農地法第5条第1項の規定による3年間の一時転用許可を取得し、今回第2回目の許可申請となる。また、前回の許可は令和7年7月26日までとなっており、今回の許可日までの期間は違反転用扱いとなる(顛末書あり)。資料は126ページです。転用面積、1.43 m²(2,523 m²のうち支柱・引込柱部分のみ)。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションなし。売電単価、18円(税抜)。構造等、パネル270枚、寸法1,755 mm×1,038 mm、高さ約2.5mから3.0 m。パワーコンディショナー10基。引込柱1本。支柱直径200 mm×45本。発電出力49.50kW(最大出力101.25kW)、年間発電量約10万4千kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画

(11 番 檜山 徳夫 委員)

の状況、詳細は別紙「営農計画書」のとおり。営農者、今回申請より●●●から●●●（●●●の子、認定農業者）に変更。作物、柿。2,523㎡のうち1,561㎡に定植。現在4年目であり、5年目から収穫予定となっている。農作物の状況報告書によると栽培状況は概ね良好。見た限りでは、まだ出荷できる状況には至っていないので、あと1年頑張ってもらって、出荷できるようになればいいなと思います。貸借終了後の対応、一時転用許可期間満了までに再度一時転用許可を要す。資金関係の証明、該当なし。事業着工の時期、該当なし。その他（他法令等との関係等）、賃借人が農地法第3条による「区分地上権の設定」を同時申請。営農者が農地法第3条による「賃借権の設定」を同時申請。経済産業省事業認可済（令和元年8月26日）。東京電力と接続協議済（令和元年6月26日）。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

2月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号7及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 ●●●。農地区分、（●●●）第1種農地、（●●●）農用地区域内農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が雑種地、南が雑種地、北が道を挟んで宅地・水路を挟んで田。同意書、なし。当初許可申請時同意済。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定（10年間、再設定）。転用計画、転用事業者は●●●に本社を有し、自然エネルギーによる発電、電気の供給及び販売の他不動産業等を行っており、申請地「●●●」については、令和4年9月26日付けで第1回目の農地法第5条第1項の規定による3年間の一時転用許可を取得し、今回第2回目の許可申請となる。申請地「●●●」については、発電容量を増やすためのパネル85枚増設に伴う今回からの追加筆である。また、前回の許可は令和7年9月25日までとなっており、今回の許可日までの期間は違反転用扱いとなる（顛末書あり）。転用面積、2.28㎡（1,561㎡のうち支柱・引込柱部分のみ）。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションなし。売電単価、18円（税抜）。構造等、パネル261枚、寸法1,755mm×1,038mm（既存分）、寸法2,278mm×1,134mm（増設分）、高さ約2.0mから約3.0m。進入路は北西側。パワーコンディショナー10基。引込柱1本。支柱直径200mm×72本。発電出力49.50kW（最大出力112.3kW）、年間発電量約10万8千kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、詳細は別紙「営農計画書」のとおり。営農者、今回申請より●●●から●●●（認定農業者）に変更。作物、柿。1,561㎡に定植。●●●については、現在4年目であるが、水害等で枯れてしまったため、令和6年度に植え替えている。●●●については、許可後に定植する。貸借終了後の対応、一時転用許可期間満了までに再度一時転用許可を要す。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を

(11番 檜山 徳夫 委員)	完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月1日から令和8年5月31日まで。その他（他法令等との関係等）、賃借人が農地法第3条による「区分地上権の設定」を同時申請。営農者が農地法第3条による「賃借権の設定」を同時申請。経済産業省事業認可済（平成30年9月18日）。東京電力と接続協議済（平成29年12月26日）。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
8番 伊藤榮三 推進委員	（整理番号3について）特にありません。よろしいかと思えます。
14番 寺島京子 推進委員	（整理番号5・6について）檜山委員の報告のとおり、許可相当と思われます。
16番 渡邊修 推進委員	（整理番号7について）●●●は、耕作放棄地となっており、草が生い茂っている状況です。その状況に鑑み、許可が相当と思われます。
議長	●●●地区担当 5番 川上 恵 委員、何かありますか。
5番 川上 恵 委員	整理番号1・2とも問題ないかと思えます。
議長	●●●地区担当 18番 大野 悟 委員、何かありますか。
18番 大野 悟 委員	特にありません。
議長	●●●地区担当 19番 大野 覚文 委員、何かありますか。
19番 大野 覚文 委員	特別ありません。面積も280㎡と少なく、周囲も宅地や山林ですので、よろしいかと思えます。

議長	●●●地区担当 3番 中村 東 委員、何かありますか。
3番 中村 東 委員	特別ありませんが、先ほど檜山委員もおっしゃったとおり、キクラゲ栽培は本市では初めてですので、できる限り応援して、ぜひ成功してもらいたいと思っております。
議長	●●●地区担当 14番 大森 浩之 委員、何かありますか。
14番 大森 浩之 委員	特にはありません。なお、営農計画については、前回、榊が枯れてだめになったということで、溝切りを計画していると聞きました。
議長	ここで、質疑に入る前に、事務局より補足説明があります。
事務局（中山）	< 5条許可をする際に、それぞれ条件を付す必要がある旨を補足説明 >
議長	事務局からの補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。
4番 堀江 恒夫 委員	追加許可条件の説明がありましたが、営農型太陽光発電設備設置の場合の(2)の栽培実績及び収支状況の報告は、他の営農型の案件については来ているんですか。 それと、キクラゲは大変興味深い作物ですので、今回の申請者に期待したいと思います。ただ、作物が育たない状況にならないよう、地元農業委員や事務局できちんと監視してもらえればと思います。
事務局（中山）	報告書については、毎年、2月末までに提出してもらっています。
12番 田澤 稔 委員	キクラゲ栽培についての資料を見ると、単管パイプを設置しビニールで覆う、と書いてありますが、これは露地栽培の括りなんでしょうか。それともハウス栽培の括りになるんでしょうか。露地栽培だと、出荷前の放射線検査などが関係してくると思うんですが、その辺の関連性はどうなんでしょうか。

事務局（中山） 6番 小口 久男 委員	<p>どちらの括りになるのかは存じておりませんが、営農者からは、原木キクラゲは出荷規制があるので菌床キクラゲにした、と伺っております。</p> <p>事務局から追加許可条件の説明がありましたので、それについて質問したいと思います。今回のキクラゲ栽培は、耕作放棄地の対策に役に立つので大変いいことと思うんですが、他の営農型の案件を見ると、営農計画どおりに行われていないのが現状だと認識したところであります。毎年、2月末までに報告書を提出するなどの義務を果たさなかった場合は、どういう対応をしているのでしょうか。許可取消しなどの強制力はあるのでしょうか。それとも単なる指導で終わるのでしょうか。</p> <p>それともう一点、整理番号6・7の営農計画は柵ということですが、柵は単純に農作物なんですね。2mから3mで調整しながらやれば大丈夫ということですかね。</p>
事務局（中山）	<p>追加許可条件を満たさない場合、国のガイドラインによると、県の方、委員さんと現地調査後、まずは口頭による指導を行い、その後、書面による是正勧告、原状回復等の命令を行うこととなります。それでも改善されない場合は、最終的には、国が売電の一時停止措置を講ずることとなります。</p> <p>柵については、パネルの下の高さに制限があるので、その範囲内で育てる形となります。ちなみに、営農型太陽光発電設備の下部の農作物の中で、全国的に一番多いのが柵です。</p>
議長	<p>常設審議委員会の案件でも柵はよくあるんですが、中々うまく育たないところが多いようです。</p> <p>追加許可条件を満たさない場合においては、売電を一時停止するという方法もありますけれども、農地法の中に違反転用に対する処分が規定されておまして、原状回復等の命令に従わない場合は必要事項を公表することができますので、そういう方法でみんなに知ってもらうことも大切かなと思います。</p>
7番 荒井 喜代子 委員	<p>追加許可条件の中に、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること、とありますが、必要な知見を有する者とは、どういった人を充てるのでしょうか。</p> <p>また、営農型の案件においては、作物がきちんと育っていないところも見受けられますが、正しく管理されていない場合、誰が確認し、正しい方向へ導くのでしょうか。</p>

事務局（中山）	<p>まず、必要な知見を有する者とは、農作物の栽培に関して実績のある試験研究機関等のほか、農業委員さんや JA も該当しますので、幅広い選択肢があると思います。</p> <p>営農については、例えば、作物が枯れてしまった場合は植え直しを指導するというように、農地全体を正しく使えるように事務局で指導していきたいと思います。もしそういったところを見つけたら、事務局までお知らせいただければと思います。</p>
12番 田澤 稔 委員	<p>質の悪い業者がどんどん増えており、業者のみならず間に入っている行政書士も非常にいい加減という事例が、私の地区でもありました。そういった業者については十分注意し、責任のある人を呼び、きちんと指導し、よく理解させておかないといけないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>私達、農業委員も、推進委員も、事務局も、目を光らせて、担当地区は特に注意していくべきだなと思います。気になったところがあれば、すぐに事務局へお知らせ願います。</p>
4番 堀江 恒夫 委員	<p>毎年の報告書の提出というのは、いつまでですか。営農型を行っている限り、その圃場は毎年必要なんですか。</p>
事務局（中山）	<p>一時転用を行っている間は毎年必要となります。</p>
議長	<p>< 他に質疑・異議なし ></p> <p>ここで、議案第1号の整理番号5につきましては、面積が3,000㎡を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することになりますので、別々にお諮りします。</p> <p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中の整理番号1から整理番号4及び整理番号6並びに整理番号7は、その他異議等がないようですので、先ほど事務局から補足説明のあった条件をそれぞれ付した上で、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>

議長	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中の整理番号1から整理番号4及び整理番号6並びに整理番号7は、それぞれの条件を付した上で、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中の整理番号5については、一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえ、条件を付した上で、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中の整理番号5については、一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえ、条件を付した上で、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、19番 大野 覚文 委員。整理番号2、18番 大野 悟 委員。整理番号3、8番 黒須 明 委員。整理番号4、5番 川上 恵 委員。整理番号5・6、3番 中村 東 委員。整理番号7から10、14番 大森 浩之 委員。整理番号11から14、3番 中村 東 委員。</p>
19番 大野 覚文 委員	<p>2月24日、仁野平推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、梨。農業従事年数及び農業形態、約20年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター5台、田植機2台、コンバイン2台、スピードスプレーヤー2台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,002a、畑149a、樹園地104a、計1,255a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農</p>

<p>(19番 大野 覚文 委員)</p>	<p>地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>18番 大野 悟 委員</p>	<p>2月24日、伊藤推進委員、代理人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、畜産農業、建築の設計施工、農産物の生産・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●●、1、代表取締役、365日/年。●●●、1、取締役、265日/年。(議決権の数)合計2。参考、株式会社●●●、無議決権株式19,998株。農業関係者の議決権の割合、100%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員を過半を占める。農機具・家畜の保有状況、豚9,196頭、トラクター1台、バックホー1台、ホイールローダー1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田39a、畑85a、計124a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、株式会社で主たる事業が農業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員を過半が農業に常時従事する構成員であること、役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること、以上のことから、農地法第2条第3項の要件のすべてを満たしており、「農地所有適格法人」と認められると思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>8番 黒須 明 委員</p>	<p>2月20日、大谷推進委員、受人、代理人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、飼料用作物(デントコーン)。農業従事年数及び農業形態、約4年。専業農家。市の認定農業者です。農機具・家畜の保有状況、乳牛140頭、トラクター1台、ホイールローダー1台。取得地への通作距離、自宅から約14km、実家及び畜舎から約50m。受人は現在、●●●のアパートに住んでおり、実家へは毎日通っております。いずれは実家へ戻る予定だそうです。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田20a、畑110a、計130a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>5番 川上 恵 委員</p>	<p>報告の前に現地の状況を説明させていただきます。資料は 29 ページをご覧ください。申請地は、●●●。ここは、目視ですが、形状が高さ 2 m程の窪地となっており、進入口がないため、中に機械を入れて耕作できる状況ではありません。申請地の直近の所有農地（●●●）と一体として利用するため、今回の申請に至りました。許可後に盛土を行うとともに、隣接している青地を払い下げし、直近の所有農地と一体としてそばを作付けする予定です。申請者本人は 91 歳と高齢になりますが、機械の足りない部分は委託するなど工夫し、今後も農業を継続して行っていきたいと申し立てております。しかし、その直近の所有農地は、進入口であろうところに大谷石が積まれており、農地として耕作している様子が伺えませんでした。</p> <p>ということ踏まえて、2月24日、小川推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻（全般を委託）、ネギ（自家消費用）。農業従事経験及び農業形態、約50年。現在は非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.2km。参考 経営面積、田226a、畑44a、計270a。農地等の効率的利用及び周辺地域との関係は、判断できませんでした。調査の結果、許可要件を満たすかどうか調査委員だけでは判断できないため、継続審議とし、農地専門委員会に付託し、現地調査をお願いしたいと思います。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>3番 中村 東 委員</p>	<p>2月24日、寺島推進委員、耕作者の●●●さんと現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定（10年間、再設定）、賃貸借。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。権利者の同意の有無、あり（賃借人）。本申請は、議案第1号整理番号6の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については、議案第1号で報告がありましたが、柿の栽培を行いながら営農型太陽光発電を行うにあたり、区分地上権を設定するため、令和4年7月27日付けで農地法第3条の許可を取得しましたが、設定期間（3年間）の満了に伴い、期間を延長するため今回の申請に至りました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月24日、寺島推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は</p>

<p>(3番 中村 東 委員)</p>	<p>議案第2号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定(10年間)。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、柿。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.8km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田15a、畑50a、計65a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>14番 大森 浩之 委員</p>	<p>2月24日、渡邊推進委員、耕作者の●●●さんと現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定(10年間、再設定)、賃貸借。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。権利者の同意の有無、あり(賃借人)。本申請は、議案第1号整理番号7の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については、議案第1号で報告がありましたが、柿の栽培を行いながら営農型太陽光発電を行うにあたり、区分地上権を設定するため、令和4年9月26日付けで農地法第3条の許可を取得しましたが、設定期間(3年間)の満了に伴い、期間を延長するため今回の申請に至りました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月24日、渡邊推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号8のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定(10年間)。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、柿。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田15a、畑50a、計65a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

(14番 大森 浩之 委員)

2月24日、渡邊推進委員、耕作者の●●●さんと現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号9のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定（10年間）、賃貸借。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。権利者の同意の有無、あり（賃借人）。本申請は、議案第1号整理番号7の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については、議案第1号で報告がありましたが、柿の栽培を行いながら営農型太陽光発電を行うにあたり、区分地上権を設定するため、今回の申請に至りました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

2月24日、渡邊推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号10のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定（10年間）。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、柿。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田15a、畑50a、計65a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

3番 中村 東 委員

2月24日、寺島推進委員、耕作者の●●●さんと現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号11のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定（10年間）、賃貸借。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。権利者の同意の有無、あり（賃借人）。本申請は、議案第1号整理番号5の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については、議案第1号で報告がありましたが、キクラゲの栽培を行いながら営農型太陽光発電を行うにあたり、区分地上権を設定するため、今回の申請に至りました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等の許可要件は適用除外となります。

(3番 中村 東 委員)

以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

2月24日、寺島推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号12のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定(10年間)。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、柿。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田15a、畑50a、計65a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

2月24日、寺島推進委員、耕作者の●●●さんと現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号13のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定(10年間)、賃貸借。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。権利者の同意の有無、あり(賃借人)。本申請は、議案第1号整理番号5の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については、議案第1号で報告がありましたが、キクラゲの栽培を行いながら営農型太陽光発電を行うにあたり、区分地上権を設定するため、今回の申請に至りました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

2月24日、寺島推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号14のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定(10年間)。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、柿。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田15a、畑50a、計65a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許

<p>(3番 中村 東 委員)</p>	<p>可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>8番 伊藤榮三 推進委員</p>	<p>(整理番号2について) 問題ありませんので、よろしくお願ひします。</p>
<p>13番 大谷頼正 推進委員</p>	<p>(整理番号3について) 申請地につきましては、問題ありません。</p>
<p>14番 寺島京子 推進委員</p>	<p>(整理番号5・6、11～14について) ●●●については、榊が出荷できるまでにはまだ育っていない状態でした。これからを見ていくことになると思います。●●●については、●●●の西側の道を通って行けるようになっているのですが、●●●は大変荒れているので、営農型にできれば有効利用になるのではと思います。</p>
<p>16番 渡邊修 推進委員</p>	<p>(整理番号7～10について) 特に問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>< 他に意見なし ></p> <p>これより、整理番号4を除く案件に関し、質疑に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>< 他に質疑・異議なし ></p> <p>ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4を除く、その他13案件については、その他異議等がないようですので、申請のおおりに許可することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4を</p>

<p>(議長)</p>	<p>除く、その他 13 案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、整理番号 4 については、5 番 川上 恵 委員から、調査委員では判断が難しい旨の報告を受けました。</p> <p>つきましては、整理番号 4 については、継続審議とし、農地専門委員会に付託し、現地調査の上、次回の総会に付議することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 4 については、継続審議とし、農地専門委員会に付託した上で、次回の総会に付議することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 3 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 13 号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（大橋）</p>	<p>< 議案第 3 号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（中山）</p>	<p>議案第 3 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 13 号）に係る意見聴取について」 ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第 13 号）については、【地域計画区域内】新規 14 件、更新 1 件。農地中間管理権の設定を受ける者 9 名、農地中間管理権の設定をする者 15 名です。【地域計画区域外】新規 1 件。農地中間管理権の設定を受ける者 1 名、農地中間管理権の設定をする者 1 名です。設定面積は、74,289 m² です。令和 7 年度累計は、1,050,251 m² です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和 8 年 3 月 31 日公告予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>< 質疑・異議なし ></p>

議長	<p>ただいま上程中の、議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第13号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第13号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 4時 06分 ）</p> <p>上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和8年2月26日</p> <p>議 長</p> <p>14 番</p> <p>18 番</p>